

平成25年(ワ)第46号, 第220号, 平成26年(ワ)第224号
福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 外1572名

被告 国・東京電力株式会社

準備書面 (57)

(リスク認知論についての反論)

2018 (平成30) 年5月30日

福島地方裁判所いわき支部 (合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利 孝



利孝

同 広 田 次 男



次男

同 鈴 木 堯 博



堯博

同 米 倉 勉



勉

同 笹 山 尚 人



尚人

同 渡 辺 淑 彦



淑彦

同 坂 田 洋 介



洋介

同 鳥 飼 康 二 外



康二

被告東電準備書面（18）のリスク認知論部分について、以下、反論する。

1. はじめに

原告準備書面（34）3頁でも述べたとおり、中谷内教授は、リスク認知分野の第一人者であって、同教授による理論や知見は、同分野では通説的なものといえる。

同教授の専門的知見に基づく証言に対して、被告東京電力は、被告東電準備書面（18）において、縷々反論を加えている。

しかし、他の専門家意見に基づく反論であれば格別、被告東京電力による反論は、何ら専門的意見に基づくものではなく、単なる揚げ足取りの域を出ない。以下、個別に論じる。

2. 同書面6頁（第2・2（1）ア）について

中谷内教授によるリスク認知に関する理論や知見は、一般人・通常人を基準としたものである。被告東京電力が主張するように、中谷内教授はリスク認知について個人差があると証言したが、すべての個人に100%当てはまる理論しか採用してはならないとすることは、非現実的である。

そもそも、法的推論に用いる人間行動に基づく経験則や医学的な知見であっても、全個人に当てはまることを前提としていない。当該分野の学者や研究者によって一定程度確立された通説的な理論や知見であれば、法的評価の場面において、たとえすべての個人に100%当てはまるものではないとしても、同理論や知見を採用することは何ら不合理ではない。

したがって、個人差がある旨証言したことは、一般人・通常人を基準とした同教授の理論を採用することを妨げる理由とはならない。

実際に、いわゆる生業訴訟判決（福島地裁平成29年10月10日判決）においても、同教授の理論や知見は、事実認定および法的評価の場面で採用されている（生業訴訟判決177頁以下）。

3. 同書面7頁（第2・2（1）イ）について

被告東京電力の主張は、経験的システムは日常的な判断に当てはまるとされているところ、原発事故による避難（住まいを変える、転職する）は日常的な行動ではないから、経験的システムが働かない、というものである。

しかし、中谷内証言の内容を正確に理解するためには、「日常生活（日常なこと）」の定義（観点）を確認する必要がある。

被告東京電力が指摘する部分において、中谷内教授は、「毎日のように起こることかどうか」という観点であれば、日常生活に転職は含まれない、と回答しているに過ぎない（甲A161：36頁）。

一方、中谷内教授は、「経験的システムが優勢的に作用するかどうか」という観点であれば、転居や転職を含む原発事故後の日常生活において、経験的システムが優勢にはたらく、と証言している（甲A161：53頁）。中谷内教授は意見書（甲A160：5頁）において、狩猟採集生活の中で野生動物の気配を感じた際を例示しているが、このような恐怖や不安を感じた際には、経験的システムが優勢となるのである。したがって、恐怖や不安を感じて転居や転職を決意する際には、経験的システムが優勢となるのである。

したがって、同部分に関する被告東京電力の主張は、失当である。

4. 同書面8頁（第2・2（1）ウ）について

被告東京電力が主張する9割を超えるいわき市民が避難をしていないことは、

同市民が不安を感じていないことには結び付かない（避難をしないから不安に感じていないというのは論理の飛躍である）。

経済的事情、家族の事情、仕事の事情など様々な事情によって、避難をしたくても出来ない市民も多数存在している。

5. 同書面8～9頁（第2・2（1）エ）について

被告東京電力の主張は、本訴訟において、医学および法学以外の専門的知見は不要であると言っているに等しいが、中谷内教授は、本件原発事故直後に、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」においてリスク認知の専門家（有識者）として、被告国により招かれた人物招である（乙A38：26頁参照）。

また、生業訴訟判決における損害論の判断では、「このことは、原告らが被曝した追加被曝線量が客観的にみればそれほど高くなく、健康影響に与えるリスクが小さいとしても、だからといって、原告らの不安が不合理なものであるとか、およそ賠償に値しない単なる不安感であるとかいうことはできないことを示している。」（生業訴訟判決177頁）として、中谷内教授による社会心理学の知見も考慮する旨述べられている。

6. 同書面9～10頁（第2・2（1）オ）について

原告らの主張は、中谷内教授による心理学知見（人は経験的システムの判断を分析的システムにより批判的にチェックするというよりも、むしろ、当該判断を正当化する形で分析的システムを機能させやすい等）に基づくものである。

これについて、被告東京電力は、「経験則に反する」などと主張しているが、何ら専門的知見に基づく反論ではない。

7. 同書面10～12頁（第2・2（1）カおよびキ）について

被告は、繰り返し「主観的な認識」「主観的な不安」などと主張し、原告らが抱く不安には客観性が無いかの如き主張をしている。

しかし、準備書面（34）19頁以下で主張立証したように、累積100mSv以下の低線量被ばくであっても、閾値はなく客観的に健康リスクが存在することは否定できないのであるから、原告らが抱く不安には、客観的な根拠が存在する。

また、「一次バイアス」を含む中谷内教授の専門的知見によれば、リスク認知には個人差がある（その意味では「主観的」としても、リスク認知の心理過程には様々な法則性（一般人・通常人におけるリスク認知の特徴）が存在するのであって、一般人・通常人を基準とリスク認知の専門的知見は、「客観的」なのである。

そもそも、本訴訟で問題となっているリスクの対象は、「生命・身体」という最重要法益なのであるから、その解釈に対しては細心の慎重さが求められるのであって、被告東京電力のように「杞憂」などと軽々しく扱うべき性質のものではない。

8. 同書面12～13頁（第2・2（2）ア）について

被告国から発信された低線量被ばくに関する情報に対しては、様々な学者から強い異論が述べられているのであって（準備書面（34）19頁以下）、被告国からの情報が唯一絶対正しいものであるとか、客観的なものであると断定することはできない。

また、「欠如モデル」は、「リスク情報の流通状況」と「不安の解消」とは別

問題であるとの一般人・通常人を基準とした客観的な心理法則を示しているの
である。したがって、リスク情報が流通した以降の不安には客観的根拠が無い
との主張は、この心理法則を無視した単なる被告側の願望に過ぎない。

9. 同書面13～15頁（第2・2（2）イ）について

（1）確かに、中谷内教授は、情報提供の意義を否定していない。しかし、同
教授は、欠如モデルに基づくならば情報提供の効果に疑問があること、さらに、
リスクコミュニケーション成立の前提となる信頼性が欠如していることを併せ
て指摘しているのであって、情報提供の意義のみ取り出すことは、誤った評価
である。

（2）また、信頼性調査（甲A73）について、被告東京電力は、福島県民が
対象から外れていることを指摘している（被告東京電力準備書面（18）15
頁）。

しかし、福島県民が対象から外れている点は、むしろ同調査の客観性を高め
た、ともいえる。すなわち、福島県民にアンケートを取れば、被告東京電力お
よび原子力・安全保安院等に対する信頼度は、より低い結果になると容易に推
測できる。したがって、同調査の結果を踏まえれば、原告らを含む福島県民に
対する情報提供の効果は、より低いといえる。

（3）さらに、被告東京電力は、同被告及び原子力・安全保安院は、放射線リ
スクに関する主な情報発信主体ではないから、同被告に対する組織信頼度の低
さをもって、（放射線リスクに関する）「客観的科学的な知見の周知の問題につ
いて論するのは・・・相当でない」などと主張している（被告東京電力準備書
面（18）15頁）。

この点、原子力・安全保安院および被告東京電力は、形式的には放射線リス

クに関する情報発信主体ではないとしても、情報の受け手（住民）にとっては、情報発信主体（国）と一体となって原子力政策を推進してきたと認知されている。したがって、原子力・安全保安院および被告東京電力に対する信頼が低いことは、情報発信主体（国）に対する信頼が低いことを意味し、ひいてはリスクコミュニケーション成立の前提を欠如していることを意味している。

（４）被告東京電力の主張は、いわば「情報を理解しない方が悪い」というものであるが、その前提となる信頼を失ったのは被告側の責任であるから、「理解しない方が悪い」などと開き直すことは許されない。また、信頼が欠如する中でリスクコミュニケーションが不発に終わるということは、一般人・通常人を基準とした客観的な心理事象であるから、何ら「主観的」な事象ではない。

（５）

平成23年10月20日に実施された第15回原賠審¹によると、以下のとおり、福島県民の認識は、①時間がたてばたつほど課題が深まる、②情報発信主体や被告東京電力に対する信頼はどんどん低下した、③専門家でも正しい答えが出せない、というものであった。

原賠審の能見会長も、「もう一つ重要なポイントだと思いましたが、私も放射線の危険性というのはどういうものかについては、専門家の間でも必ずしも意見が一致していなくて、そういう中で個々人が判断しなくてはいけないというところに、1つ難しさがあるという点です。」と認めているところであった。

したがって、そもそも、情報を提供したから不安の根拠は無いなどの主張は、現場の感覚を無視した暴論なのである。

【瀬戸福島市長】

¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/gijiroku/1313194.htm

……時間がたてばたつほど課題が深まっていっているというのが、実はこの放射能の災害ではないでしょうか。今まで我々は知識がなくてやってきまして、そして、SPEEDIによる資料も示されて、最初にわかったのはドイツの資料によってです。それで、校庭における線量の基準が出ましたけれども、それが国においては変わってくるというような状況があったわけでございます。けれども、そういう基準を設けることが非常に難しいのが、実はこの放射能災害の持っている怖さだろうと私は思います。

でありますので、薄いも高いも、やっぱり放射能というのは怖いんですね。日本人が放射能教育を受けたのは、たかだかこの6カ月です。この間しか勉強しておりません。……

【子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク中手代表】

……政府や東京電力の発表などに対して、信頼がどんどん落ちていったんです。3月の時点で、内閣が記者会見で、直ちに健康に影響はない。また、福島県にいらっしゃった専門家、アドバイザーの方々が、通常どおりの生活をしてよろしい、子どもたちを外で遊ばせて問題ないと。3月の段階では、非常にこれが権威を持ち、また、信じられておりました。……ところが、見ていただいてわかりますように、当初、空間線量で100マイクロシーベルトでも大丈夫だと、健康に影響を及ぼさないという講演会をしておりましたアドバイザーが、後に県のホームページに、あれは10マイクロシーベルトの誤りでしたというような訂正文を載せるようなことになる。また、別なアドバイザーでは、3月31日に福島へ来福いたしまして、開口一番、記者会見で、避難区域になっているところ以外は、避難指示区域以外は、学校は平常どおり行ってもいいですよと。もちろん、安心を与えようとしてくれたのかもしれませんが、しかし、その後、計画

避難区域、つまり、例えば飯舘村とか、これは私の妹がおった村であります。こういうことになっていって、次々と信頼を失っていく。また、東京電力におきましては、事故後、随分たってからメルトダウンをしていたのは、実は震災後 16 時間後だったんだ、あるいは、保安院からは、数カ月もたって、放出されていた放射能は実は 2 倍だったらしいと、こういう訂正が入ります。こういうもろもろを含めまして、政府や県、あるいは東京電力の発表というのは非常に信頼が低下していった。

また、それにかわって、いわゆる市民団体や NGO、研究者、チェルノブイリの経験などを知らせてくれるインターネットなどが非常に信頼を増しました。ここにも年表、あるいは資料をつけましたけれども、政府の発表、あるいは、それを伝えるマスメディアというのはほんとうに大丈夫かというふうに疑われる中で、自分で勉強してみようといったときに、こういった情報が非常に市民の中に受け入れられ、また、信頼を増していったということがあります。

そして、そんな中で、非常につらいといいますか、大変な思いだなと思ったのは、専門家でさえ正しい答えを出せないものを、親である我々が答えを出さなければいけないということなんです。立派な学説を勉強すればするほど、どちらが正しいとも言えないというのはわかってまいります。……

10. 同書面 15～16 頁（第 2・2（2）ウ）について

認知的一貫性についての中谷内教授の証言は、心理学的知見から、アンケート結果の解釈について注意が必要であると促したものである。すなわち、「不安ではない」と回答した場合であっても、文字通り受け取るべきではない場合もある、というものである。

このような認知的一貫性の知見は、一般人・通常人を基準とした心理過程で

あるから、上記のようにアンケート結果を解釈することは、合理的といえる。

以上